

社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会菱刈訪問介護事業所

訪問介護事業・第1号訪問事業 重要事項説明書(令和7年6月1日)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定訪問介護サービス【鹿児島県指定第4675100202号】
第1号訪問事業サービス【伊佐市指定第4675100202号】

当事業所はご契約者に対し、訪問介護サービス・第1号訪問事業サービス(以下、「訪問介護サービス」という。)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 伊佐市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県伊佐市菱刈前目711番地1 |
| (3) 電話番号 | 0995-26-4120 |
| (4) 代表者名 | 会長 野村 治男 |
| (5) 設立年月日 | 平成20年11月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 訪問介護事業・第1号訪問事業 |
| (2) 事業の目的 | 要支援・要介護状態等の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行うため、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 |
| (3) 事業所の名称 | 社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会菱刈訪問介護事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 鹿児島県伊佐市菱刈前目711番地1 |
| (5) 電話番号 | 0995-29-5277 |
| (6) 事業所長(管理者) | 上園卓哉 |
| (7) 当事業所の運営方針 | ご契約者及びその家族の意向をふまえた上で訪問介護計画・第1号訪問介護計画を作成し、その計画に基づきご契約者の有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるように援助いたします。 |
| (8) 開設年月 | 平成20年11月1日(訪問介護事業)
平成29年4月1日(第1号訪問事業) |
| (9) 第三者評価の実施状況 | なし |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 伊佐市 |
| (2) 営業日及び営業時間 | |

相談受付営業日	月曜日～土曜日
相談受付営業時間	8:30～17:15
サービス提供時間	年中無休 6:00～22:00

4. 職員の体制

当事業所では、訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人数	業務内容
管理者	1名（兼務）	業務を一元的に管理する。
サービス提供責任者	1名以上（専従）	訪問介護計画・第1号訪問介護計画の作成・変更。利用申込の調整。サービスに関する意向を定期的に把握。サービス担当者会議への出席。居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連携。訪問介護員に対する援助内容の指示等。
訪問介護員	3名以上（専従）	訪問介護計画等に基づきサービスの提供にあたる。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の対象となるサービス

当事業所が提供するサービスの利用料金の負担額は、負担額割合証に応じた基本料金の1割から3割の額となります。（重要事項説明書別紙を参照ください）

【サービスの概要】

- ①身体介護：入浴介助・排泄介助・食事介助・体位変換・自立支援生活のための見守りの援助等。
- ②生活援助：調理・洗濯・掃除・買物等（預貯金管理や酒・タバコ類の買物は行いません）。

ご注意：これらサービスは契約者ご本人への援助の提供であり、同居されているご家族等へは実施できません。（例：ご家族の部屋の掃除、ペットの餌やり等）また買い物時はレジ袋代を含みます。

（2）サービスの利用料金

サービスの料金は「重要事項説明書別紙」の通りといたします。

（3）加算について

①初回加算

新規に訪問介護計画又は第1号訪問介護計画を作成し、初回所属月にサービス提供責任者が同行または提供した場合に算定します。

②緊急時訪問介護加算

利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に算定します。

③処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。所定単位数の22.4%をお支払いいただきます。

④特定事業所加算Ⅱ

介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制構築、重度のご利用者様を積極的に受け入れる事ができる為の加算です。基本サービス単位の10.0%をお支払いいただきます。

(4) 交通費

通常の実施地域にお住まいの方は交通費をいたしません。

通常の実施地域を超え、下記の距離に応じて交通費の実費をいただきます。

- ① 片道5km未満の場合 100円
- ② ①を超え10km未満の場合 200円
- ③ ②を超え、以後2km増すごとに50円加算

(5) 利用料金のお支払い方法

ひと月ごと(月末)で計算し翌月に請求します。請求方法は現金払いもしくは郵便局口座と農協口座からの引落となります(請求月15日引落)。現金払いの場合は、訪問介護員等が集金します。

(6) 利用の中止・変更

- ①利用予定日の前に不都合が生じた場合、サービスの利用中止や時間変更することができます。この場合は利用予定日前日までの事業者へ申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし連絡が困難であった正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	800円

6. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替でサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご利用者からの申し出による交替

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適切と認められる事情・理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者からの特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。ご利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご利用者は「5. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたってご契約の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③備品等の仕様

サービス提供のために必要な備品等(駐車場・水道・ガス・電気・電話を含む)は無償で使用させていただきます。

④贈り物や飲食物の提供

訪問介護員に対する贈り物や飲食物の提供等はお断りいたします。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はご利用者へサービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご利用者又はその家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- ③ご利用者宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④身体拘束、他ご利用者の行動を制限する行為(ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ご利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

7. 虐待の防止について

事業者はご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な措置を講じます。

- ①従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施
- ②成年後見制度の利用の支援
- ③苦情解決体制の整備

8. 緊急時・感染症罹患時の対応方法

サービス提供中に利用者の急変等緊急事態が生じた場合や感染症が疑われる場合は、利用者の主治医等に連絡するとともに、医師の指示に従い適切な対応にあたります。また速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族(緊急連絡先)、担当されている居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡を行い、必要に応じて警察・消防署・保健所等へ協力を依頼します。

9. 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族(緊急連絡先)、担当されている居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡を行い、必要な措置を講じます。

10. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付窓口

当事業所に対する苦情は、以下の専用窓口で受け付けております。

苦情受付窓口 担当者	サービス提供責任者 内川花奈
苦情受付窓口 責任者	管理者 上園卓哉
苦情受付時間	月曜日から金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15

(2) 行政機関その他の苦情の受付期間

伊佐市役所長寿介護課介護保険係 住所:鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地	電話番号:0995-23-1311 F A X:0995-23-5344
鹿児島県くらし保健福祉部介護保険室 住所:鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	電話番号:099-286-2674 F A X:099-286-5554
鹿児島県国民健康保険団体連合会 住所:鹿児島県鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号	電話番号:099-213-5122 F A X:099-250-4307

重要事項説明確認

令和 年 月 日

事業者は、ご利用者へのサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 鹿児島県伊佐市菱刈前目 711 番地 1
事業者 社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会
代表者 会長 野村 治男

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 _____ 印

署名代理人

住所

氏名 _____ 印

利用者との関係 (_____)

社会福祉法人 伊佐市社会福祉協議会 菱刈訪問介護事業所

重要事項説明書 別紙 料金表 (令和7年6月1日)

■訪問介護サービスの場合(要介護1～要介護5の利用者)

(単位:円)

サービス内容	所要時間	基本料金	ご利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護1	身体介護中心 20分以上30分未満	2,440	244	488	732
身体介護2	身体介護中心 30分以上1時間未満	3,870	387	774	1,161
身体介護3	身体介護中心 1時間以上1時間半未満	5,670	567	1,134	1,701
	以後、所要時間30分増すごとに	820	82	164	246
生活援助2	生活援助中心 45分未満	1,790	179	358	537
生活援助3	生活援助中心 45分以上	2,200	220	440	660
身体1生活1	身体介護1(30分未満)に引き続き生活援助1(20分以上)	3,090	309	618	927
身体1生活2	身体介護1(30分未満)に引き続き生活援助2(45分以上)	3,740	374	748	1,122
身体1生活3	身体介護1(30分未満)に引き続き生活援助3(70分以上)	4,390	439	878	1,317
身体2生活1	身体介護2(1時間未満)に引き続き生活援助1(20分以上)	4,520	452	904	1,356
身体2生活2	身体介護2(1時間未満)に引き続き生活援助2(45分以上)	5,170	517	1,034	1,551
身体2生活3	身体介護2(1時間未満)に引き続き生活援助3(70分以上)	5,820	582	1,164	1,746
身体3生活1	身体介護3(1時間半未満)に引き続き生活援助1(20分以上)	6,320	632	1,264	1,896
身体3生活2	身体介護3(1時間半未満)に引き続き生活援助2(45分以上)	6,970	697	1,394	2,091
身体3生活3	身体介護3(1時間半未満)に引き続き生活援助3(70分以上)	7,620	762	1,524	2,286

※ 早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)にサービス提供する場合:25%加算

※ 深夜(22:00～6:00)にサービス提供する場合:50%加算

※ 初めてサービスを利用する場合、「初回加算」として、200単位申し受けます。

※ 上記、料金に加え「処遇改善加算Ⅱ」分(22.4%)を別途申し受けます。

※ 上記、料金に加え「特定事業所加算Ⅱ」分(10.0%)を別途申し受けます。

■第1号訪問事業の場合（事業対象者・要支援1・要支援2の利用者）（単位：円）

サービス内容	所要時間	基本料金	ご利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問型サービス 11	週1回程度の利用	11,760 ／月	1,176	2,352	3,528
訪問型サービス 12	週2回程度の利用	23,490 ／月	2,349	4,698	7,047
訪問型サービス 13	週2回を超える程度の利用	37,270 ／月	3,727	7,454	11,181
訪問型サービス 21	標準的なサービス	2,870 ／回	287	574	861
訪問型サービス 22	20～45分の生活援助	1,790 ／回	179	358	537
訪問型サービス 23	45分以上の生活援助	2,200 ／回	220	440	660
訪問型短時間サービス	短時間の身体介護	1,630 ／回	163	326	489

※ 初めてサービスを利用する場合、「初回加算」として、200単位申し受けます。

※ 上記、料金に加え「処遇改善加算Ⅱ」分（22.4%）を別途申し受けます。

※ 上記、料金に加え「特定事業所加算Ⅱ」分（10.0%）を別途申し受けます。

■制度上、訪問介護員等が提供できない事項

- ご利用者以外（ご家族や同居者）分の洗濯・調理・買物（アルコール類やたばこ等）・布団干しなど
- 主としてご利用者様が使用する居室以外の掃除
- 草むしり・庭掃除・植木の剪定・花木の水やり・ペットに関すること（世話や散歩、エサの購入等）
- 大掃除・窓ガラス磨き・床のワックスがけなど（普段の掃除ではない掃除）
- 自家用車の洗車・清掃等
- 来客の対応（お茶、食事の手配など）
- 特別な手間をかけて行う調理（行事食、おせち料理等、一般的な商店で扱っていない食材を使った料理等）
- 家具や電気器具の移動・修繕・模様替え
- 室内外家屋の修理・ペンキ塗り等
- 害虫駆除・ネズミ駆除等